

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成26年11月14日
島根県信用農業協同組合連合会

当会は、県内の農業および地域の発展を金融面から支援・協力する農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する柔軟な対応
- 2 経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規融資や貸付条件の変更等に関する相談および苦情への公正・迅速・誠実な対応
- 5 新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等と緊密な連携
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制
- 7 当会の金融円滑化管理態勢の検証および見直し

(注) 方針の全文については、平成22年1月15日（平成25年4月1日改正）に公表しております。後掲資料（金融円滑化にかかる基本的方針）をご参照ください。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長、常務理事（総務推進担当・業務担当）、常勤監事および関係部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にか

かる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
また、金融円滑化管理体制全般の運営状況について理事会へ報告することとしております

- (2) 常務理事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」、融資部を「金融円滑化管理担当部署」として、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。
- (3) 金融円滑化管理担当部署では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について適切に記録を作成するとともに、当該記録は作成の日から5年間保存することとしております。

《中小企業者等金融円滑化対応にかかる管理体制の概要図》（後掲資料）

3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を融資部に設置しております。
- (2) お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務企画部に受付窓口を設置しております。その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当部署と連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《中小企業者等金融円滑化対応にかかる管理体制の概要図》（後掲資料）

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理担当部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行ってまいります。

5 貸付条件の変更等の実施状況（後掲資料）

以上

金融円滑化にかかる基本的方針

(2010年1月15日制定)

改正2013年4月1日

島根県信用農業協同組合連合会

島根県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、県内の農業および地域の発展を金融面から支援・協力する農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

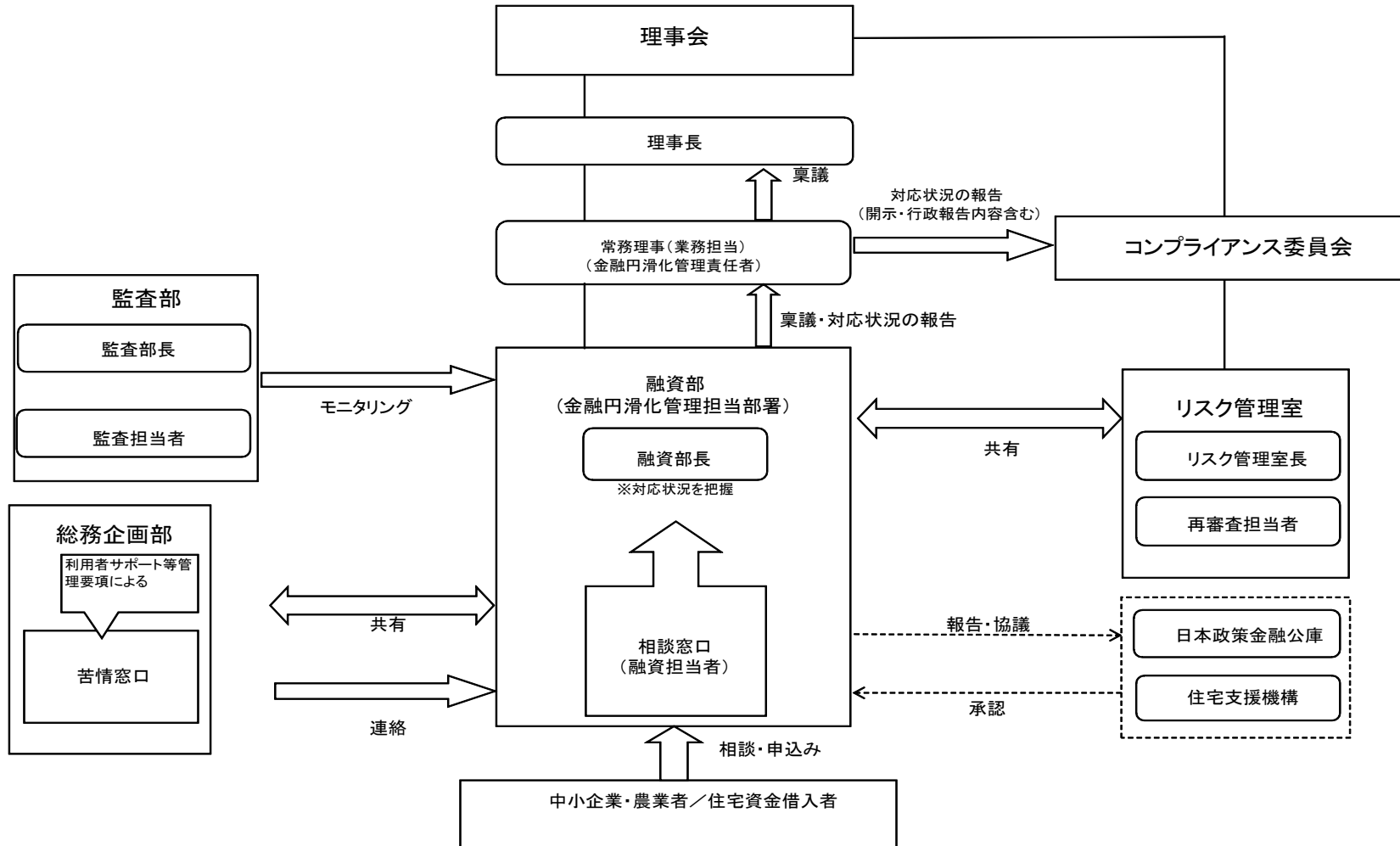
1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが

出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

- (1) 理事長、常務理事（企画推進担当・業務担当）、常勤監事および関係部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 常務理事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 当会内に「金融円滑化管理担当部署」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

中小企業等金融円滑化対応にかかる管理体制



○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

| | 平成25年 12月末 | 平成26年 3月末 | 平成26年 6月末 | 平成26年 9月末 |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| うち、実行に係る貸付債権の数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

| | 平成25年 12月末 | 平成26年 3月末 | 平成26年 6月末 | 平成26年 9月末 |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、実行に係る貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 |